

議案第95号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年12月11日提出

加西市長 高橋晴彦

加西市手数料条例の一部を改正する条例

加西市手数料条例（昭和 42 年加西市条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|    |  |             |        |
|----|--|-------------|--------|
| 18 | 戸籍の謄本又は抄本の交付                           | 1 通につき      | 450円   |
| 19 | 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付                    | 証明事項 1 件につき | 350円   |
| 20 | 除籍の謄本又は抄本の交付                           | 1 通につき      | 750円   |
| 21 | 除籍に記載した事項に関する証明書の交付                    | 証明事項 1 件につき | 450円   |
| 22 | 届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付      | 1 通につき      | 350円   |
| 23 | 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書の交付 | 1 通につき      | 1,400円 |
| 24 | 戸籍法第48条第 2 項に係る閲覧                      | 1 件につき      | 350円   |

」を

「

|      |  |        |      |
|------|--|--------|------|
| 18   | 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付   | 1 通につき | 450円 |
| 18-2 | 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸 | 1 件につき | 400円 |

|      |   |      |        |        |
|------|---|------|--------|--------|
|      | 籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)  |      |        |        |
| 19   | 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付   | 証明事項 | 1 件につき | 350円   |
| 20   | 除籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付  |      | 1 通につき | 750円   |
| 20-2 | 除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) |      | 1 件につき | 700円   |
| 21   | 除籍に記載した事項に関する証明書の交付   | 証明事項 | 1 件につき | 450円   |
| 22   | 届出若しくは申請の受理若しくは届書その他の書類の記載事項の証明書又は届書等情報に関する証明書の交付   |      | 1 通につき | 350円   |
| 23   | 上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁又は認知の届出の受理証明書の交付  |      | 1 通につき | 1,400円 |
| 24   | 戸籍法第48条第2項又は同法第120条の6第1項に係る閲覧   |      | 1 件につき | 350円   |

」に改

める。

#### 附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(審議資料)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）が令和5年12月6日に公布され、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の一部とともに令和6年3月1日に施行されることに伴い、本籍地以外での戸籍等の取得及び行政機関での戸籍関係書類の省略を目的とした戸籍電子証明書提供用識別符号の発行が可能となることから、所要の改正を行うもの。

【概要（新設手数料）】

| 手数料を徴収する事務        | 金額         |
|-------------------|------------|
| 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 | 1件につき 400円 |
| 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 | 1件につき 700円 |